

総務環境委員会記録

[第2日目]

1 日 時	令和8年3月18日（水曜日）
開 会	午前10時05分
休 憩	午前10時11分
再 開	午前10時15分
休 憩	午前10時15分
再 開	午前10時19分
休 憩	午前10時22分
再 開	午前11時45分
休 憩	午後 0時18分
再 開	午後 2時26分
休 憩	午後 2時38分
再 開	午後 3時11分
閉 会	午後 3時43分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員	10人
委 員 長	金 谷 幸 則
副委員長	村 石 篤
委 員	舎 川 智 也
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	村 上 和 久
//	金 厚 有 豊

委 員	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中村 敏之
事務局次長	本郷 由佳
参事（庶務課長）	澤野 重雄
議事調査課長	鳥取 則子
庶務課主幹	中山 崇

【監査委員事務局】

事務局長	石金 俊介
事務局次長	瀬川 智行

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	森 俊彦
参事（事務局次長）	桜井 光王

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
参事（秘書課長）	青山 哲也
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
公文書館長	木下 満
職員研修所長	寺島 優子
婦中ふれあい館長	原城 禄充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

【環境部】

部長	山森 豊
部次長	坂口 輝之
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	三邊 泰弘
参事（つばき園所長）	中橋 亨
環境センター所長	高土 春樹
環境政策課長	仙石 正明
環境保全課長	東 覚
廃棄物対策課長	長森 貴弘
環境センター管理課長	宮城 雅之
環境センター業務課長	石黒 智司
環境政策課主幹（調整担当）	高島 渉

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中田 祐一
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（納税課長）	丸本 昌
財政課長	越村 真
管財課長	高道 伸治
契約課長	中田 幸宏
市民税課長	大島 聡
資産税課長	谷島 洋
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

【出納課】

会計管理者	杉本 周児
出納課長	中川 美智留

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 総務環境委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（１名）を許可〕

委員長 これより議会事務局所管分に入ります。
議会事務局所管分において本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前１０時１１分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時１５分 再開

委員長 総務環境委員会監査委員事務局所管分に入ります。
監査委員事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前１０時１５分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時１９分 再開

委員長 総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。

選挙管理委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 22 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 45 分    再開

委員長            総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
                    議案第 20 号    富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 21 号    富山市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 22 号    富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 23 号    富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 24 号    富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 25 号    富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 26 号    富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 27 号    富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 28 号    富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例制定の件、  
                    議案第 68 号    辺地に係る総合整備計画策定の件、  
                    以上 10 件を、一括議題といたします。  
                    これより、順次、当局の説明を求めます。

行政経営課長 「議案第２０号について、  
議案概要書により説明」

文書法務課長 「議案第２１号について、  
議案概要書により説明」

職員課長 「議案第２２号について、  
議案第２３号について、  
議案第２４号について、  
議案概要書により説明」

文化国際課長 「議案第２５号について、  
議案第２６号について、  
議案第２７号について、  
議案書により説明」

婦中ふれあい館長 「議案第２８号について、  
議案書により説明」

企画調整課長 「議案第６８号について、  
議案書により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第２０号から議案第２８号まで、議  
案第６８号、以上１０件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第２０号から議案第２８号まで、議  
案第６８号、以上１０件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、第５期富山市行政改革実施計画・富山市ＤＸ推進計画について、  
令和８年４月行政組織の一部改正について、  
以上２件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

行政経営課長 〔第５期富山市行政改革実施計画・富山市ＤＸ推進計画について、  
委員会資料により説明〕

情報システム課長 〔第５期富山市行政改革実施計画・富山市ＤＸ推進計画について、  
委員会資料により説明〕

行政経営課長 〔令和８年４月行政組織の一部改正について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

村石委員 第５期富山市行政改革実施計画・富山市ＤＸ推進計画について、委員会資料１ページの５、数値目標の目標値６に、職員１人当たりの年間超過勤務時間を令和１２年度までに概ね１３０時間以下とするとあります。これはあくまで平均なので、超過勤務をたくさんしている人としていない人の平均で概ね１３０時間以下とすることですけれども、原則１３０時間以下とすることにはならなかったのでしょうか。

行政経営課長 職員１人当たりの年間超過勤務時間の目標を令和１

2年度までに概ね130時間以下とする目標につきましては、富山市特定事業主行動計画の令和7年度から5か年間の計画目標であります令和11年度の136.5時間と整合を図っております。

富山市特定事業主行動計画の目標値を参考として、令和12年度までの年間超過勤務時間につきましては、概ね130時間以下に設定することで、各所属での職員間の適切な事務分担に配慮していくことを捉えた数値目標としております。

村石委員

最後の部分はよかったと思うのですが、時間外勤務を少なくして、家へ帰ってから子育てや介護、あるいは地域活動に参加するというイメージも大事だと思うので、ぜひ多くの職員が130時間以下になるようにいろいろと配慮してほしいと思います。もう1点、委員会資料3ページの富山市DX推進計画（概要）の重点施策8、デジタル人材の育成・確保の中で、DX推進リーダーを最終的に100名程度にするとしていますけれども、いろいろな資料を見ると、DXを推進して意味があるのか、今の事業がDXに向いているのか、あるいはなかなかDXが理解できないという疑問を示す調査データもあります。

DX推進リーダーを100名程度選ぶときに、職員に希望を取ることが必要だと思うのです。文系で理系のことが分からない職員をDX推進リーダーに任命するのではなくて、このような仕事に就きたいかという希望を取るとは考えていらっしゃるのでしょうか。

情報システム課長

DX推進リーダーの選定に関しては、ITのスキルといっても幅広くいろいろなジャンルがあります。職員がどの程度のITのスキルを持っているのか、どの分野にたけているのか、適性があるのかが見えていない現状の中で、ただ任命しても実績は伸びないですし、何を勉強していいのかも分からないと思いますので、まず最初にスキルを見える化することに取り組みたいと思っています。

その中で、幅広く薄い研修を実施しても効果はそこまでないと思いますので、適性があり希望する職員に集中的に研修を受講してもらうことを考えています。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 0 時 1 8 分 休憩

~~~~~

午後 2 時 2 6 分 再開

委員長 総務環境委員会環境部所管分の議案の審査に入ります。
議案第 3 0 号 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 6 9 号 財産の無償貸付の件、
以上 2 件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

環境保全課長 〔議案第 3 0 号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

環境政策課長 〔議案第 6 9 号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第30号、議案第69号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第30号、議案第69号、以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、環境部所管分でただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 組成調査では生ごみが35%で一番多かったということで、家庭ごみを減らす取組の一環として、例えば捨てられがちな野菜の皮や種、へたを活用したお料理や、生ごみを三角コーナーに入れてぬらさないなど、いろいろな方法があると思うのですが、今度、テレビでそのようなことをPRすると事前にお聞きしました。そのことについて教えてください。

廃棄物対策課長 昨年6月の総務環境委員会で、赤星委員から、野菜の捨てられがちな部分を使った料理の方法などを紹介してはどうかとの御提案もいただきましたので、

今月のとやま情報局で、富山市版もったいない運動として、学生が野菜を丸ごと使い切る料理を研究した取組や、おもちゃを修理して使い続ける取組などのほか、市長がふだんからコンポストを使って生ごみのリサイクルを行っているという内容で放映していただく予定としています。

また、本年４月からは「広報とやま」で毎月、いろいろな方のごみ減量化の取組を紹介するコーナーを掲載することとなっており、富山市版もったいない運動の一環として、市民の皆様にもそのような取組の啓発を進めてまいりたいと考えております。

赤星委員 そのとやま情報局はいつ放送されますか。

廃棄物対策課長 今、手元に資料がありませんので、後ほど放送日をお伝えしたいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午後 ２時３８分 休憩

~~~~~

午後    ３時１１分    再開

委員長          総務環境委員会財務部及び出納課所管分の議案の審査に入ります。  
議案第２９号 富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

管財課長      〔議案説明資料により説明〕

委員長           これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第２９号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第２９号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、財務部及び出納課所管分の議案の審査を終  
了いたします。  
次に、  
富山市市税条例の一部改正（案）について（専決処  
分予定）、  
富山市営駐車場の駐車料金について、  
以上２件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

納税課長          〔富山市市税条例の一部改正（案）について（専決  
処分予定）について、  
委員会資料により説明〕

管財課長          〔富山市営駐車場の駐車料金について、  
委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありますか。

- 尾上委員 委員会資料２ページの富山市営駐車場の駐車料金について、（２）駐車料金のア、普通駐車料金に最大料金が入場から当日２４時までと、入場から２４時間までに分けられていますが、この違いは何ですか。
- 管財課長 例えば、朝８時から駐車した場合、総曲輪駐車場は翌日の朝８時までが最大料金の６６０円となります。一方で、桜町駐車場は夜の１２時で一度最大料金の８８０円が適用されます。翌日の０時から１時間ごとに３３０円の駐車料金が加算され、そこから２４時間は最大料金８８０円が再度適用されます。そのような違いです。
- 尾上委員 そうなのだろうとは思っていたのですが、このように変更したのは、指定管理者の思いであります。市営駐車場の中で料金が違うのは仕方がないとしても、計算の仕方が違うのは市民にとってあまりいいことではないと思うのですが、指定管理者とのやり取りはあったのですか。
- 管財課長 料金の変更は、条例の範囲内であれば原則承認するという考えです。周辺の駐車場の料金や、指定管理者の歳入になる金額を総合的に考えて、指定管理者から申請があったと認識しております。
- 柞山委員 指定管理者制度になって、多分無人になるのだと思いますけれども、これまで障害者の方も利用されていたと思いますが、そのサポートや対応はどうなるのでしょうか。
- 管財課長 これまでも一定の障害を持っておられる方に対して１時間無料とする制度がありまして、当然、本年４月以降も、障害者手帳やミライロＩＤを提示していただければ、同様に１時間無料とします。  
３つ全ての駐車場で１か月ほどは有人で運営しますが、無人となる夜間や１か月後からは、呼び出しボタンでコールセンターに連絡していただき、カメラに向かって手帳等を提示していただくことで、減免

処理をすると伺っております。

柞山委員 近場の市営ではない駐車場で、現在、そのように障害者の対応をしているところがあるのですか。

管財課長 民間の駐車場の状況までは把握していません。

柞山委員 無人になると、例えば事故を起こした場合、コールセンターの呼び出しボタンがあるところまで行かないうちに倒れてしまうこともあるのではないかと思いますのですが、そのような心配はないのですか。

管財課長 今回の指定管理者であるタイムズ・ホクタテグループ共同企業体からは、全国のいろいろな駐車場が無人で運営されていると聞いております。防犯カメラ等をいろいろなところに設置した上で、対応していくと伺っております。

柞山委員 確認ですが、その防犯カメラは誰かが24時間管理しているのですか。

管財課長 コールセンターで確認していると伺っております。

柞山委員 これまでは基本料金として入場から1時間までは330円で、それを超えたら30分ごとに110円が加算されていきました。それが今回の変更により1時間330円で、長時間利用すれば得になるような気がするのですけれども、2時間の場合は割増しになるような気もするのですが、どうでしょうか。

管財課長 今、委員がおっしゃったように、従来の料金と比較しますと2時間のように短時間で利用された方にとっては、割増しになります。  
ただ、これまで議員の皆さんからも最大料金を設けないのかといった御質問をたくさんいただいております。今回、利用料金制を導入する中で最大料金を設けました。ある一部分を切り取ると高くなる場合もあるのですが、長時間利用する方は今よりも安くなりま

すので、サービスの低下にはなっていないと認識しております。

柞山委員      これまでの定期駐車券料金の全日券、昼間券、夜間券がなくなって、全日券の1パターンになるのですけれども、支障はないのですか。

管財課長      これまで市営駐車場には、昼間券が8時から19時までで1万3,200円、夜間券が18時から翌日の8時30分までで9,900円など、3種類の定期駐車券がありました。

令和8年4月1日からこの3駐車場については、24時間で1万6,500円の全日券1つのみになります。

例えば、昼間券を利用されていた方は、周辺の企業に勤めるサラリーマンが多かったと認識しております。市営駐車場にはいわゆる最大料金がなかったので、例えばサラリーマンが昼間の勤務時間中に駐車すると1日で数千円かかるので、割安の昼間券を使っておられたと思います。今後、定期駐車券料金が1つになると、昼間券を利用されていた方については、例えば、総曲輪駐車場の最大料金が660円です。1か月に土日を除く20日間勤務すると、1万3,200円と大体同じぐらいの料金になります。最大料金を設けたことで、ある程度カバーできると思っております。

柞山委員      営利ばかりではありませんが、先ほどの説明だとこの指定管理者制度を導入したことによって歳入が3,000万円ほど下がるということでしたが、トータルで市の収入が増になるのか、減になるのか教えてください。

管財課長      先ほど分科会でも説明しましたが、歳入の合計金額は減っております。

歳入の合計金額は令和7年度は3億円でしたが、令和8年度は2億7,000万円の見込みで、歳入は減ります。その代わり、歳出の指定管理委託料が減

りますので、収支は増えると認識しております。

柞山委員      どのくらい増えるのですか。

管財課長      歳入で指定管理納付金を2億4,000万円と見込んでいるのですけれども、これは協定により、指定管理者が駐車場の利用料金の収入総額の7割を本市に納付するというもので、逆算すると収入総額は3億4,000万円ぐらいになると見込んでいます。議案概要書71ページにも記載しておりますが、通常、駐車場事業特別会計で歳入から歳出を差し引いたものを一般会計に繰り出ししております。繰出金は令和7年度は9,700万円ほどでしたが、令和8年度は1億3,700万円ほどを見込んでおり、4,000万円ほど増えていることになります。

村上委員      細かい話ですが、富山駅北駐車場の利用者は特にオーバード・ホールへの来場者が多いと思います。そうすると、出庫の際に駐車料金の精算機の前で結構並ばれて、並んでいる途中で110円上がるのと330円上がるのとでは、やはり受ける印象が大分違うと思うのです。何か文句が出そうな気がするのですけれども、そのような心配はないのでしょうか。

管財課長      そのような問題を解消しようと思い、ナンバー読み取り式の機械を設置する予定です。入庫時にチケットを取っていただき、出庫の際に事前精算をしていただきますと、チケットを入れなくてもナンバーの読み取りにより出られます。これまでイベントの際に渋滞しているというお叱りを何度かいただいておりますが、少し解消できるかと思っております。

村上委員      今後、タイムズ・ホクタテグループ共同企業体が管理運営を行うということですが、周辺にもタイムズの駐車場があります。そうすると、周辺にあるタイムズの駐車料金を上げることで、任意に値上げの条件を調整できることにもなりかねないのですが、上限があるにしても、そのような心配を解消する対策

はあるのですか。

周りの駐車料金が上がったから市営駐車場の駐車料金も上げるということになった場合、全て同じ企業が管理運営している駐車場ではないかという声が上がる心配があるのですが、いかがでしょうか。

管財課長

今回の利用料金制を導入するに当たり、市営駐車場の周辺駐車場二百数か所の料金状況を調査いたしましたが、いろいろな運営会社があります。全ての運営がタイムズであればそのようなこともできると思いますけれども、条例で上限も定めておりますし、駐車料金は周辺の料金に応じて民間企業でも上げたり下げたりしておられると認識しております。正直、今の段階で制限できるのは、条例で定めた上限料金だけですので、それで全て防げるのかどうかは分かりません。料金変更は市長の承認事項になりますので、申請があったときに、すぐに承認はせず、指定管理者とも協議して、料金変更を承認していかなければならないと思っております。

村上委員

承認の時点で非常に重要な要素になると思いますので、慎重な承認をお願いしておきます。

委員長

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、財務部及び出納課所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員

いわゆる有利な起債について教えていただきたいのですが、例えば企画管理部では芸術文化ホール保全事業があり、市債が５５億円と大きな金額でしたが、そのうち緊急防災・減災事業債が充当率１００％で交付税措置率７０％、公共施設等適正管理推進事業債が充当率９０％で交付税措置率３０％と説明があり、いろいろな条件のついた有利な起債を

多用されていると思います。

有利といいましても、交付税でそのままの金額をもらえるのではなくて、措置というところがポイントというか、くせ者で、基準財政需要額に算入してあげますという話です。そのような基準で地方交付税がそのとおり交付されているのかをどのようにして確かめるのでしょうか。

交付税は最後に政府が補正係数かけるので、本当にこの有利な起債の元利償還分がもらえているのかどうかは、どのように確かめたらいいのでしょうか。

財政課長

まず、交付税措置には2種類ありまして、1つはいわゆる実額算入と言われるもので、例えば、災害復旧事業債や過疎対策事業債は、政府が政策誘導して財源を担保している部分があり、実際に市が借りた金額と利息がそのまま基準財政需要額に算入されます。

一方で、理論算入と言われる、事業費補正が設定されている起債があります。例えば、病院事業債や下水道事業債は、全国の自治体が同じような条件で借りるものですから、その平均の償還年数と償還利率で算入されるので、全国平均よりも安い利率で借りていれば、若干多く基準財政需要額に算入されます。実際に借りた額と若干条件は異なるのですけれども、そのような理論的な値で基準財政需要額に積み上がることになります。

借りた分は確実に基準財政需要額に算入されますので、基準財政収入額に変動がなければ、その分、交付税が多く入ってくることになります。御心配なさらずとも大丈夫です。

赤星委員

すみません、分かるような分からないような感じで、自分も勉強が足りないと思っておりますが、長年のもやもやなので、また聞きたいと思います。

委員長

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会財務部及び出納課所管分を終了します。  
これで３月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和８年３月定例会の総務環境委員会を閉会いたします。

令和 8 年 3 月定例会  
総務環境委員会記録署名

委 員 長      金   谷   幸   則

署名委員      村   上   和   久

署名委員      金   厚   有   豊